

佐倉市景観計画（概要版）

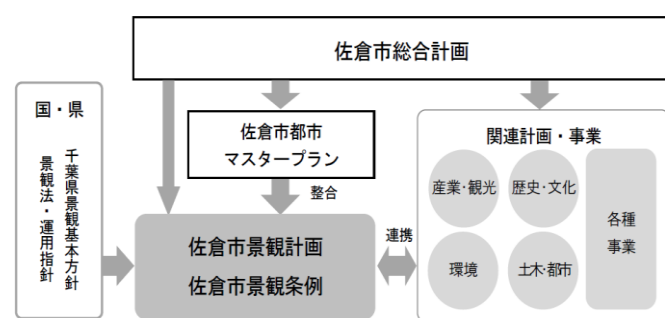
計画の目的 佐倉市の豊かな歴史・文化、印旛沼に代表される恵まれた自然環境などは、本市の個性であり、後世に伝えるべき共有財産と言えます。

歴史・自然・文化から育まれた景観を活かし、身近な景観や生活環境を向上させ、市民や訪れる人にとって、心地よさや地域の魅力を実感できる景観を形成することで、郷土愛の醸成や、にぎわいの創出、地域活力の向上を目指します。

計画の位置づけ

景観法第8条に基づき、佐倉市が策定する計画です。

「佐倉市総合計画」に即し、「佐倉市都市マスタープラン」を上位計画として、関連する計画や施策と連携を図ります。



計画の役割

景観法に基づく制度等の施策を総合的に示すとともに、関連計画等と連携しながら、実効性ある取組みを推進する役割を担っています。

さらに、市民・事業者・行政の協働の視点に立った景観形成の方策を示します。



景観形成の基本方針《抜粋》

●自然・田園景観

- 佐倉の自然・田園景観の特徴やかけがえのなさを伝える景観の継承・活用
- 自然・田園に親しむ拠点としての景観づくり



●歴史景観

- 歴史を伝える環境の継承、懐かしさや趣が感じられる景観の形成
- 地域の個性となっている古い民家や産業などの活用
- 歴史的な資源等の保全・活用



●駅周辺景観

- 各地域の玄関口にふさわしい顔づくり
- にぎわいや親しみが感じられる商業地景観の形成



（重要景観拠点）

●印旛沼水辺景観拠点

- （印旛沼、印旛沼と関連する地域や観光・交流施設）
- 水辺と農地、斜面緑地により形づくられた景観構造を守り、育む
- 印旛沼への眺望を活かし、整える
- 四季を楽しむ拠点として整え、育てる



●旧城下町歴史景観拠点

- （旧城下町とその周辺）
- 「城下町佐倉」の玄関口にふさわしい駅前顔づくり
- 自然資源や歴史的な資源を守り、活かす
- 区域内の回遊性を高める



基本理念 『歴史・自然・文化をつなぐ みんなで育む 佐倉らしい景観』

- 基本目標**
- 1) 自然・田園風景の継承
 - 2) 歴史的な資源の活用
 - 3) 市街地・集落地の特性に応じた景観形成
 - 4) 地域で親しまれている景観資源の活用
 - 5) 景観意識を育む

推進方策

○公共施設による先導的な景観形成

公共施設は、景観形成の先導的な役割を担う。
（印旛沼周辺、佐倉城の城下町のエリアについては、積極的に景観形成を図る。）



京成臼井駅南口 無電柱化

○民間施設の景観誘導

《市内全域》

一定規模以上の建築等の行為について、届出制度により全市的に意匠（色彩、デザイン）等の景観誘導を図る。

（景観誘導の対象）

- ・中高層建築物の対象となるもの
- ・建築確認が必要な工作物の設置など
- ・500㎡以上の開発行為
- ・1000㎡を超える屋外における廃棄物の堆積など



色彩誘導の例

《景観形成重点区域：新町地区》

新町地区は「歴史のまち佐倉」を代表する地域として景観形成重点区域に指定し、独自の意匠（色彩、デザイン）のルールにより地域の個性を活かした景観形成を図る。

（景観誘導の対象）

- ・延べ床面積が10㎡超の建築物
- ・高さ2mを超える工作物の設置など
- ・300㎡以上の開発行為
- ・300㎡を超える屋外における廃棄物の堆積など



○市民等による景観形成への支援や普及啓発

- ・景観形成への支援
- ・市民等による景観形成活動への技術的支援や情報提供等
- ・佐倉市の景観資源の周知 ・景観表彰、景観100選、景観フォーラム

計画を策定することにより活用できる国の交付金事業

- ・街なみ環境整備事業
（事業例）道路、公園等の整備、電線地中化、住宅等の修景など
- ・景観まちづくり刷新支援事業・歴史的風致形成推進事業
（事業例）歴史的建造物等のリノベーションなど